



島根県報

平成19年 9月28日 (金)
第 1,918 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則	(")	4
特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)	4
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者福祉課)	5
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	5
島根県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	5
島根県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(審 査 課)	18

告 示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	18
土地改良区の清算人の退任の届出	(農 村 整 備 課)	18
土地改良区の合併の認可	(")	19

公 告

都市計画の案の縦覧	(都 市 計 画 課)	19
-----------	---------------	----

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消		19
------------------------	--	----

雑 報

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	(警 察 本 部)	20
-------------------------	-------------	----

正 誤

平成19年 9月14日付け島根県報第1,914号中	(経 営 支 援 課)	20
---------------------------	---------------	----

公布された条例等のあらまし

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第73号)

1 規則の概要

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- (2) 日本郵政公社の解散に伴う規定の整理

2 施行期日

平成19年 9月30日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成19年10月 1日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第74号)

1 規則の概要

- (1) 旅行命令簿の様式に日当の要否及び航空賃の料金種別の記載欄を設けることとした。(第 1号様式関係)
- (2) 日本郵政公社の解散に伴う規定の整理

2 施行期日

平成19年11月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成19年10月1日から施行することとした。

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則(規則第75号)

1 規則の概要

日本郵政公社の解散に伴う規定の整理(第3条・様式第1号関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(規則第76号)

1 規則の概要

知事の権限に属する特定非営利活動促進法に基づく事務の一部の権限移譲を受けた市町村が処理する当該事務の取扱いについては、当該市町村の長が別に定めるところによることとした。(第20条関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第77号)

1 規則の概要

日本郵政公社の解散に伴う規定の整理(別表第1関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第78号)

1 規則の概要

日本郵政公社の民営化に伴い、公共的団体から日本郵政公社を削除することとした。(第9条関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第79号)

1 規則の概要

(1) 電磁的記録による納付の方法等を定めることとした。(第2条・第17条・第18条・第21条・第23条・第106条・第156条・様式第8号その1・様式第11号・様式第24号の2・様式第42号その4関係)

(2) 郵政民営化法の施行に伴う規定の整理(第21条・第38条・第72条・第73条・様式第42号その5関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第80号)

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成19年10月4日とすることとした。

規 則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第73号

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年島根県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証

券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第 4 項から第 7 項までの規定中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 1 号 4 の表中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、

「(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円 を削る。

(注) 通常郵便貯金を除く。 」

様式第 1 号 5 の表を削り、同様式 6 の表中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同表を同様式 5 の表とする。

様式第 1 号中 7 の表を 6 の表とし、 8 の表から 10 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

様式第 2 号 4 の表中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、

「(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円 を削る。

(注) 通常郵便貯金を除く。 」

様式第 2 号 5 の表を削り、同様式 6 の表中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同表を同様式 5 の表とする。

様式第 2 号中 7 の表を 6 の表とし、 8 の表から 10 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年 9月30日から施行する。ただし、様式第 1 号 4 の表及び様式第 2 号 4 の表の改正規定は、平成19年10月 1 日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和27年島根県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号イ中「日本郵政公社」を「郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社」に改める。

「・日当の要否(使用月日及び用途)

/ (要・不要)

/ (要・不要)

第 1 号様式その 1 中「・その他」を / (要・不要) に改め、同様式(注)に

・パック旅行(泊 食付) 特割 往復割引

・その他 」

次のように加える。

3 日当を要する場合は、「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に使用月日及び用途を具体的に記入すること。

「・日当の要否及び用途
 (要・不要
 「・その他
 第1号様式その2中 を) に改め、同様式(注)に次のように加える。
 具体的に」
 ・その他
 具体的に」

4 日当を要する場合は、その用途を具体的に備考欄に記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号イの改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第4条第1項第3号イの改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の職員の旅費に関する条例施行規則第1号様式その1及びその2の規定の例により作成された用紙は、当分の間、これを使用することができる。

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第75号

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則

島根県年金恩給支給規則(昭和48年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

様式第1号中「郵便局以外の」を「株式会社ゆうちょ銀行以外の」に、「郵便局の」を「株式会社ゆうちょ銀行の」に、「郵便局名」を「株式会社ゆうちょ銀行の直営店又は郵便局名」に改め、同様式(注)2中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行の直営店又は郵便局」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成10年島根県規則第95号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(市町村が事務を処理する場合の特例)

第20条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)第2条の規定により知事の権限に属する法に基づく事務の一部を処理することとされた市町村が処理する当該事務の取扱いについては、この規則の規定にかかわらず、当該市町村の長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第77号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表郵便局の項区分の欄中「郵便局」を「通信施設」に改め、同項公共的施設の欄中「郵便局」を「郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所又は営業所」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第14号を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第79号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第17条第 1 項第 2 号中「第18条第 3 項」を「第18条第 3 項又は第 4 項」に改める。

第18条に次の 1 項を加える。

4 収支等命令者は、第 1 項の規定にかかわらず、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16年島根県条例第36号）第 3 条の規定に基づく申請等に係る収入金については、同条例第 4 条の規定に基づく処分通知等の方法により納入の通知をすることができる。

第21条第 2 項中「納付し、又は郵便振替の方法により」を削り、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項の場合において、通知書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第18条第 4 項の納入の通知を含む。）が

ある場合は、指定金融機関等が定める方法により納付することができる。

第23条中「領収済通知書の送付を受けたときは」を「納付又は払込みがあったことを証する通知書（以下「領収済通知書」という。）の送付を受けたとき、又は指定金融機関等から領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を受信したときは」に改める。

第38条第2項中「（郵便局を含む。）」を削り、同条第3項中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行」に、「郵便振替払出通知票を送付するものとする」を「この限りでない」に改める。

第72条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第73条第1項中「郵便局又は」を削る。

第105条の20中「電子計算組織により」を「電磁的記録として」に改める。

第106条第1項中「通知書類、払込書、返納通知書及び領収済通知書」を「領収済通知書及び金融機関控に相当する書面」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第21条第5項の電磁的記録に基づき収納した場合にあっては、前2項の規定は適用しない。

第156条第2項中「領収済通知書」の次に「（当該領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

				「第42号その1	（第72条）	払込書	
	「第42号その1	（第72条）	払込書		その2	（第72条）	払込書
様式目次中		その2	（第72条）	払込書	を	その3	（第72条）
		その3	（第72条）	払込書		その4	（第72条）
		その4	（第72条）	払込書」		その5	（第72条）
							払込書」

様式第8号その1を次のように改める。

様式第 8 号その 1 (第18条関係)

77

島根県 納付書 (納入済通知書)

通常払込料金
加入者負担

加入者名
島根県

口座番号
00120-2-967078

金額
32000

納付
年月日

納付
区分

納期限

34

納入者

納付内容

通知番号

所属

日 附 印

通常払込料金
加入者負担

島根県

払込金受領証
(金融機関印)

加入者名

口座番号
00120-2-967078

納付
区分

金額

納付
年月日

通知番号

所属

納入者

日 附 印

島根県

納入通知書兼領収書

公

納入
番号

年度
会計

科目

納付
区分

収書欄
番号

所属

金額

納期限

納付
年月日

通知
番号

納
付
内
容

32000

納入場所 裏面記載

日 附 印

上記のとおり納付してください。
年 月 日

(裏面)

納付場所

- | | |
|----------------|----------|
| 山陰合同銀行 | みずほ銀行 |
| 島根銀行 | 鳥取銀行 |
| しまね信用金庫 | 広島銀行 |
| 日本海信用金庫 | 山口銀行 |
| 島根中央信用金庫 | 米子信用金庫 |
| 島根益田信用組合 | 西中国信用金庫 |
| 島根県信用農業協同組合連合会 | 商工組合中央金庫 |
| 島根県内の各農業協同組合 | 信用組合広島商銀 |
| JFしまね漁業協同組合 | 中国労働金庫 |
| ゆうちょ銀行(郵便局) | |

- 備考 1 上記金融機関の国内店舗で納付することができます。
- 2 Pay-easy (ペイジー)が利用できない金融機関もあります。
Pay-easyの利用に関しては各金融機関に確認してください。
- 3 この納入通知書の発行日当日は、Pay-easy が利用できない場合があります。
- 4 金額が空欄のものは、Pay-easy 画面で金額を入力してください。
この場合は金融機関の窓口では納付できません。
- 5 納付番号が空欄又は「*」のものは、Pay-easy が利用できません。
この場合は金融機関の窓口で納付してください。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第24条関係)

77 島根県 納付書 (納入済通知書)  **公** 通常払込料金 加入者負担

加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	金額	
収納機関番号	32000	納付番号		確認番号	
納期限	年 月 日	納付区分			

34

納入者		納付内容	
通知番号			
所属			

日 附 印

公 払込金受領証 (金融機関印) 

加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	金額	
納付番号		確認番号		納付区分	
通知番号		所属			

納入者

日 附 印

島根県 返納通知書兼領収書  **公**

年度	会計	科目	収納機関番号	32000
納付番号		確認番号	納付区分	
所属		通知番号		
金額		納付内	内容	
納期限	年 月 日			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

納入場所 裏面記載

日 附 印

(裏面)

納付場所

山陰合同銀行
 島根銀行
 しまね信用金庫
 日本海信用金庫
 島根中央信用金庫
 島根益田信用組合
 島根県信用農業協同組合連合会
 島根県内の各農業協同組合
 J F しまね漁業協同組合
 ゆうちよ銀行 (郵便局)

みずほ銀行
 鳥取銀行
 広島銀行
 山口銀行
 米子信用金庫
 西中国信用金庫
 商工組合中央金庫
 信用組合広島商銀
 中国労働金庫

- 備考 1 上記金融機関の国内店舗で納付することができます。
- 2 Pay-easy (ペイジー)が利用できない金融機関もあります。
 Pay-easy の利用に関しては各金融機関に確認してください。
- 3 この納入通知書の発行日当日は、Pay-easy が利用できない場合があります。
- 4 金額が空欄のものは、Pay-easy 画面で金額を入力してください。
 この場合は金融機関の窓口では納付できません。
- 5 納付番号が空欄又は「*」のものは、Pay-easy が利用できません。
 この場合は金融機関の窓口で納付してください。

様式第24号の2を次のように改める。

様式第24号の2 (第39条の3 関係)

77

島根県 納付書 (納入済通知書)

通常払込料金 加入者負担



加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	金額	
収納機関番号	32000	納付番号		納付区分	
納期限	年 月 日				

34

納入者	
納付内容	
通知番号	
所属	

日 附 印

通常払込料金 加入者負担



払込金受領証 (金融機関印)

公

加入者名	島根県
口座番号	00120-2-967078
納付番号	
納付区分	
金額	円
通知番号	
所属	
納入者	

日 附 印

島根県 支出取消依頼書

公



年度	会計	科目	収納機関番号	32000
納付番号		納付区分		
所属		通知番号		
金額	円	納入者		
納期限	年 月 日			

上記の支出を取消してください。

年 月 日

日 附 印

様式第42号その4を次のように改める。

様式第42号その4 (第72条関係)

77 島根県 納付書 (納入済通知書)  **公** 通常払込料金 加入者負担

加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	金額	
収納機関番号	32000	納付番号		確認番号	
納期限	年 月 日	納付区分			

34

納入者	
納付内容	
通知番号	
所属	

日 附 印

通常払込料金 加入者負担 **公** 払込金受取証 (金融機関設置)

加入者名	島根県
口座番号	00120-2-967078
納付番号	
確認番号	
金額	円
通知番号	
所属	
納入者	

日 附 印

島根県 払込書兼領収書  **公**

年度	会計	科目	収納機関番号	32000
納付番号		納付区分		
所属		通知番号		
金額	円	納入者		
納期限	年 月 日	納付内容		

上記のとおり払い込みます。
年 月 日

日 附 印

様式第42号その4の次に次の1様式を加える。

様式第42号その5 (第72条関係)

07		払 込 取 扱 票 公	払込料金 加入者負担
口 座 記 号 番 号		金 額	千 百 十 万 千 百 十 円
0 1 4 2 0 9 9 6 0 0 0 1		金 額	千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部		備考
依頼人			日 附 印

振替払込請求書兼受領証 公			
口座記号番号	払込料金加入者負担		
0 1 4 2 0 9	払込料金加入者負担		
9 6 0 0 0 1			
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円		
ご依頼人			
備考	日 附 印		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則(平成19年島根県規則第71号)による廃止前の県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則(昭和37年島根県規則第59号)の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、この規則による改正後の島根県会計規則第72条第1項の払込書としてこれを使用することができる。

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第80号

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例(平成19年島根県条例第51号)の施行期日は、平成19年10月4日とする。

告 示

島根県告示第788号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成19年9月20日から適用する。

平成19年9月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

島根県告示第789号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

那賀郡三隅町土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

大森 義明 浜田市三隅町井野口77番内第1地

玉田 一 浜田市三隅町河内1050番地

三浦 博文 浜田市三隅町河内110番地

田畑 敬二 浜田市三隅町三隅65番地1

泉川 晋作 浜田市三隅町芦谷1172番地

佐々木茂量 浜田市三隅町室谷123番地

山田 義喜 浜田市三隅町芦谷713番地

三浦 和男 浜田市三隅町井野二1242番地
新田 好人 浜田市三隅町古市場1292番地
下岡 安之 浜田市三隅町古市場295番地 1
倉井 眞吾 浜田市三隅町古市場1635番地
永田 剛 浜田市三隅町岡見1188番地 3
渡辺 弘之 浜田市三隅町岡見2596番地
奥 静雄 浜田市三隅町上古和47番地
村井 達也 浜田市三隅町黒沢621番地
三浦 求 浜田市三隅町折居967番地

島根県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 2 項の規定に基づき、仁多郡仁多町土地改良区、奥出雲町横田土地改良区及び横田町開発土地改良区の合併について平成19年 9 月18日付けで認可したので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 合併により設立する土地改良区
奥出雲町土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区
仁多郡仁多町土地改良区
奥出雲町横田土地改良区
横田町開発土地改良区

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
出雲都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに出雲市役所及び斐川町役場
- 4 縦覧期間
平成19年10月 1 日から平成19年10月15日まで

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成19年9月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
ホスピタルかんど	出雲市西新町二丁目2457番地7	平成19年6月30日

雑 報

島根県警察本部告示第65号

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程(平成16年島根県警察本部告示第51号)の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

島根県警察本部長 警視長 山田幸孝

第2条第1号中「建設工事等」を「建設工事」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類

第4条第1項本文中「第2条第1号」を「第2条第2号」に、「同条第2号」を「同条第1号及び第3号」に改め、同項ただし書中「同条第2号」を「同条第3号」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

正 誤

平成19年9月14日付け島根県報第1,914号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から2	株式会社エクセル 代表取締役 渡辺 博司 広島県広島市西区商工センター2丁目3番1号 その他未定	
	上から5	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号 株式会社エクセル 代表取締役 渡辺 博司 広島県広島市西区商工センター2丁目3番1号 その他未定